

第3章

引当金・減損・財務諸表の開示 気候関連リスクが 財務諸表に及ぼす影響

有限責任 あすさ監査法人
公認会計士

武山 圭介

【この章のエッセンス】

●2024年4月に気候関連のコミットメントについてのアジェンダ決定が公表されており、気候関連のコミットメントに対する引当金の認識にあたっては、当該アジェンダ決定の内容も踏まえ検討が必要となる。

●気候関連リスクが企業の事業運営に重要な影響を及ぼすと考えられる場合、非金融資産の減損の兆候の判断および減損テストにおける回収可能価額の見積りにどのようにこれらの影響を反映するかについて、慎重に検討することが必要となる。

●気候関連リスクが財務諸表に及ぼす影響について、経理の状況における注記と、有価証券報告書の前段における経営者による財政状態、経営成績およびキャッシュフローの状況の分析(MD&A)、ならびに気候関連リスクの影響を含むサステナビリティ関連の開示が一体的で、つながりのある統合された全体像を提供することが期待されている点に十分留意する必要がある。

はじめに

近年、地球温暖化が経済社会に及ぼす深刻なダメージを緩和するため、多くの企業が2050年までのネットゼロ達成に向けた取り組みを加

速させ、自主的にネットゼロや同様の気候関連のコミットメントを公表している。

このようなコミットメントに関して、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」がどのように適用されるのかについて、IFRS解釈指針委員会(以下、「委員会」という)で検討が行われ、2024年4月のIASB会議を経てアジェンダ決定が確定し、公表されている。また、同アジェンダ決定においては気候関連のコミットメントを履行するため企業が計画している行動が、引当金を認識するかどうかに限らず、他の資産や負債の測定や関連する開示に影響を与える可能性があると言及されている。

このような気候関連のコミットメントに関する引当金に関連する開示のみならず、気候変動に関連するリスク(以下、「気候関連リスク」という)が財務諸表に及ぼす影響について、有価証券報告書の経理の状況において注記を行うことも考えられる。企業には、これらの経理の状況における注記と、有価証券報告書の前段における経営者による財政状態、経営成績およびキャッシュフローの状況の分析(MD&A)、ならびに気候関連リスクの影響を含むサステナビリティ関連の開示が一体的で、つながりのある統合された全体像を提供することが期待されている。

本章では、これらを踏まえ、次の項目について、2024年12月期および2025年3月期末決算における留意事項を説明する。

- ・気候関連のコミットメントと引当金の認識
- ・気候関連リスクが減損テストに及ぼす影響
- ・気候関連リスクの財務諸表における開示

なお、文中の意見に関する部分は